

お知らせ（器）009

平成27年6月30日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、下記1の新設コードは、適用年月日を平成27年7月1日に設定していることから、平成27年6月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成27年6月30日付け厚生労働省告示第310号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：9コード）

平成27年7月1日適用

特定器材 コード	特定器材名	金額 種別	金額
710010857	オプション部品（人工膝関節用部品・人工関節用部品（2））	1	216,000
710010858	両室ペーシング機能付き植込型除細動器（4極用・MRI）	1	4,500,000
710010859 ¹	両室ペーシング機能付き植込型除細動器（4極用・MRI）・指定	1	4,610,000
710010860	大動脈用ステントグラフト（大動脈解離用・メイン部分）	1	1,520,000
710010861 ²	大動脈用ステントグラフト（大動脈解離用・メイン部分）・指定	1	1,520,000
710010862	大動脈用ステントグラフト（大動脈解離用・補助部分）	1	338,000
710010863 ²	大動脈用ステントグラフト（大動脈解離用・補助部分）・指定	1	338,000
710010864	大動脈用ステントグラフト（大動脈解離用・ベアステント）	1	878,000
710010865 ²	大動脈用ステントグラフト（大動脈解離用・ベアステント）・指定	1	878,000

- 1 承認番号「22700BZX00072000」を付与された材料は、平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間この金額となります。

2 承認番号「22600BZX00454000」を付与された材料は、平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間この金額となります。

2 平成27年6月30日付け厚生労働省告示第310号に基づく特定器材名称の変更（変更区分「5」：1コード）

平成27年7月1日適用

特定器材 コード	特定器材名	
	変更後	変更前
738580000	オプション部品(人工膝関節用部品・人工関節用部品(1))	オプション部品(人工膝関節用部品)

3 平成26年3月5日付け厚生労働省告示第62号「別表 経過措置」に基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」：1コード）

平成27年6月30日廃止

特定器材 コード	特定器材名
710010728	大動脈用ステントグラフト(胸部大動脈用・メイン部分・分岐)・指定